平成２６年（フ）第１０１７７号
東京都狛江市岩戸北４丁目１―12
破産者　松崎　　誠
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２１２号
埼玉県八潮市大字２丁目928―１
破産者　遠藤　健一（旧姓弘津）
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２号
山梨県南アルプス市飯野新田1465番地１
破産者　株式会社新生
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
愛知県江南市島宮町吉原122番地
破産者　株式会社不二被服
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５４５号
兵庫県姫路市飾東町豊国783番地１
破産者　株式会社アメシス
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１２９８号
福岡市中央区大名１丁目12番３号
破産者　株式会社Ｆｉｔ’ｓ
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４７４号
福岡市東区美和台新町11番12―101号
破産者　有限会社グリーンエクスプレス
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８号
青森県弘前市大字外崎１丁目３番地12
破産者　株式会社樽満
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１０６号
青森県弘前市大字外崎２丁目７番地２
破産者　有限会社ひがし地所
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１９３号
千葉市中央区都町1278番地の15
破産者　有限会社都石油
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４７１号
千葉市稲毛区緑町１丁目18番６号
破産者　西原　正大
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７８１号
千葉市美浜区打瀬１丁目２番地２　セントラルパーク・イーストＧ棟608号
破産者　福岡しげ子
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５６４号
千葉県市川市香取２丁目８―６―301、開始決定時の住所千葉県八街市八街い30―１
破産者　本間祐一郎
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５６１号
東京都八王子市片倉町359番地４
破産者　株式会社ケン・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７３号
横浜市栄区飯島町1293番地８
破産者　株式会社水道サポート
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５３４号
横浜市神奈川区鶴屋町３丁目32番地14
破産者　株式会社ディーアンドエイチイースト
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５９５号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡２丁目16番８号
破産者　有限会社ウォーターズ
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１１号
神奈川県鎌倉市大町３丁目18番１号
破産者　株式会社ＫＡＭＡＣＲＥＡ
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６３号
静岡県袋井市東同笠405番地の１
破産者　株式会社すぎうら
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１０号
新潟市東区東中島２丁目２番11号
破産者　有限会社ブライト
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９４号
金沢市泉本町２丁目89番地４
破産者　知栄建設株式会社
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４９号
岡山市東区古都南方2515番地25、旧住所岡山市北区大元１丁目１番31号エルヴェ大元602
破産者　中村　史子
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２１号
熊本市北区植木町上古閑２番地１
破産者　一輝工建有限会社
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係